

○登米市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱

平成27年 9 月15日

告示第296号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第3項の生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給に関し、法、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自立相談支援機関 登米市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成27年登米市告示第295号）第2条第2項に規定する自立相談支援機関をいう。
- (2) 就労支援 省令第14条第1項に規定する就労支援をいう。
- (3) 基準額 別表第1に規定する世帯人数ごとの金額をいう。
- (4) 住居喪失者 離職又は自営業を廃業（以下「離職等」という。）により経済的に困窮し、住宅を喪失した者をいう。
- (5) 住居喪失のおそれのある者 離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失するおそれがある者をいう。
- (6) 常用就職 期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいう。
- (7) 同一の世帯に属する者 住居確保給付金の支給を希望する者又は現に支給を受けている者と同居しており、かつ、生計を一にする親族（民法（明治29年法律第89号）第725条第1号に掲げる6親等内の血族、同条第2号に掲げる配偶者及び同条第3号に掲げる3親等内の姻族のほか、法律上保護される内縁関係にある者を含む。）をいう。
- (8) 家賃額 支給対象者が賃借する賃貸住宅の一月当たりの家賃額をいうものとし、共益費、管理費等の費用は含まないものとする。ただし、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第3の2の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める額（以下「住宅扶助特別基準額」という。）を上限とする。
- (9) 収入基準額 基準額に家賃額を合算した額をいう。
- (10) 国の雇用施策による給付 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条に規定する職業訓練受講給付金（以下単に「職業訓練受講給付金」という。）
- (11) 総合支援資金 生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度の運営について（平

成21年7月28日付け社援発0728第9号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対して、登米市社会福祉協議会が生活支援費、住居入居費又は一時生活再建費を貸し付けるものをいう。

(12) 臨時特例つなぎ資金 臨時特例つなぎ資金の貸付について(平成21年7月28日付け社援発第0728第9号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職に対して登米市社会福祉協議会が住居確保給付金又は総合支援資金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付けるものをいう。

(13) 不動産媒介業者等 不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

(14) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(事業内容)

第3条 本事業は、住居確保給付金の支給を希望する者が自立相談支援機関において申請手続きを行い、市がその申請に基づき審査を行い、支給決定者に対し住居確保給付金を支給するものとする。

2 住居確保給付金の支給を受けている者に対しては、様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行うものとする。

(支給要件)

第4条 住居確保給付金の支給を受けることができる者は、別表第2に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、次に掲げる者には支給しない。

(1) 過去に住居確保給付金の支給を受けていた者(第19条第1項の規定により再支給の決定を受けた者を除く。)

(2) 住宅手当緊急特別措置事業(平成21年7月9日付け社援発0709第7号厚生労働省社会・援護局長通知)による住宅手当を受けていた者

(支給手続)

第5条 自立相談支援機関は、住居確保給付金の支給を希望する者(以下「受給希望者」という。)に対し、住居確保給付金の趣旨、概要等を説明するとともに、国の雇用施策による給付、総合支援資金及び臨時特例つなぎ資金の概要を説明するものとする。この場合において、自立相談支援機関は、必要に応じ、国の雇用施策による給付の詳細等について公共職業安定所で相談するよう助言するとともに、国の雇用施策による給付の対象要件に該当する場合は、優先して申請を促すものとする。

2 自立相談支援機関は、受給希望者に対して、前条に規定する支給要件、手続きの

流れ等を説明するものとする。

- 3 自立相談支援機関は、受給希望者に対し、住居確保給付金申請時確認書（様式第 1 号）の内容を説明し、その全ての内容について承諾した上で申請することについて当該住居確保給付金申請時確認書に受給希望者の署名を得た上で、住居確保給付金支給申請書（様式第 2 号。以下「申請書」という。）への必要事項の記載等を助言するものとする。
- 4 受給希望者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、自立相談支援機関に提出するものとする。
 - (1) 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険被保険者証、住民票、戸籍謄本等をいう。）の写し
 - (2) 離職状況等に関する申立書（様式第 3 号）等の離職等関係書類（2 年以内に離職若しくは廃業したことが確認できる書類の写し又は申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由若しくは都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職若しくは廃業の場合と同程度の状況にあることを確認できる書類をいう。）の写し
 - (3) 収入関係書類（受給希望者及び受給希望者と同じの世帯に属する者のうち収入があるものについて収入が確認できる書類をいう。）の写し
 - (4) 金融資産関係書類（受給希望者及び受給希望者と同じの世帯に属する者の金融機関の通帳等をいう。）の写し
 - (5) 求職申込関係書類
 - (6) 国の雇用対策による給付等の利用状況確認書類
- 5 自立相談支援機関は、公共職業安定所への求職申込みを行っていない受給希望者に対しては、前項第 5 号の書類の提出を求めないものとし、次に掲げる事項を指示するものとする。
 - (1) 公共職業安定所へ求職の申込みを行うこと。
 - (2) 求職申込み・雇用施策利用状況確認票（住居確保給付金・総合支援資金）（様式第 4 号）に、公共職業安定所から交付された求職受付票の写しを添付して自立相談支援機関に提出すること。
- 6 自立相談支援機関は、第 4 項第 1 号の本人確認書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等、明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請を受け付けるものとし、必要書類が整っていない場合は、追加提出を指示するものとする。
- 7 自立相談支援機関は、提出された申請書に受付印を押印し、前項の規定により申請を行った受給希望者（以下「申請者」という。）に対し、その写しを交付するものとする。この場合において、申請者が住居喪失者の場合にあつては入居予定住宅に関する状況通知書（様式第 5 号）を、住居喪失のおそれのある者の場合にあつては入居住宅に関する状況通知書（様式第 6 号）を配布するものとする。

(住宅に関する不動産媒介業者等との調整)

第6条 住宅に関する不動産媒介業者等との調整は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 申請者が住居喪失者である場合は、次のとおりとする。

ア 自立相談支援機関は、申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リスト及び理解を得られた不動産媒介業者の情報を提供する等、住宅確保のための支援を行う。

イ 申請者は、不動産媒介業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産媒介業者等を介して住宅を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保する。

ウ 不動産媒介業者等は、申請者の入居希望の住宅を確定した後に、申請者が持参した入居予定住宅に関する状況通知書に必要事項を記載して、申請者に交付する。

エ 申請者は、交付された入居予定住宅に関する状況通知書を自立相談支援機関に提出する。

(2) 申請者が住居喪失のおそれのある者である場合は、次のとおりとする。

ア 申請者は、入居している賃貸住宅の不動産媒介業者等に対し、申請書の写しを提示して、必要事項を記載した入居住宅に関する状況通知書の交付を受ける。

イ 申請者は、入居している賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写しを添付して、交付を受けた入居住宅に関する状況通知書を自立相談支援機関に提出する。

(審査)

第7条 自立相談支援機関は、第5条第3項、第4項及び第5項第2号並びに第6条に規定する書類が全て揃った時点で受付印を押印し、当該書類を市長に送付するものとする。

2 市長は、提出された申請書に基づき、住居確保給付金の可否について審査を行うものとする。

3 市長は、別表第2に規定する収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じ、法第22条の規定により官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主に対し生活困窮者自立支援法第22条の規定に基づく報告等について（依頼）（様式第7号）により報告を求めることができる。この場合において、同条の規定による資料の提供等については、申請者の同意が明示された申請書の写しを添付するものとする。

4 市長は、第2項の審査の結果、住居確保給付金の支給が適当と判断したときは、自立相談支援機関を経由して住居確保給付金支給対象者証明書（様式第8号）を申請者に手交するものとする。

5 市長は、第2項の審査の結果、住宅確保給付金の支給が適当でないと判断したと

きは、その理由を明記し、自立相談支援機関を経由して住居確保給付金不支給決定通知書（様式第9号）を申請者に手交するものとする。この場合において、不動産媒介業者等に対しその旨を連絡するものとする。

（住居喪失者の住宅の賃貸借契約の締結）

第8条 住居確保給付金の支給決定を受けた住居喪失者は、住居予定住宅に関する状況通知書の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、審査の結果交付された住居確保給付金支給対象者証明書を提示し、入居を予定している住宅に関する賃貸借契約を締結するものとする。

2 前項に規定する住居喪失者であって、総合支援資金（住宅入居費に限る。）の貸付申込みを行っている者にあつては、その申請書の写しを提示し、入居を予定している住宅に関する賃貸借契約を締結するものとする。この場合において、当該賃貸借契約は、原則として停止条件付契約（初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約をいう。）とするものとする。

3 住居喪失者は、住宅入居後7日以内に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、住居確保報告書（様式第10号）を自立相談支援機関に提出するものとする。

（支給決定等）

第9条 市長は、住宅確保給付金の支給を決定したときは、自立相談支援機関を経由して住居確保給付金支給決定通知書（様式第11号）を申請者（以下「受給者」という。）に手交するものとする。

2 自立相談支援機関は、受給者に対し、次に掲げる事項を指導するものとする。

（1）住居確保給付金申請時確認書の記載事項を遵守すること。

（2）住居確保給付金支給決定通知書の写しを不動産媒介業者等に提出すること。

（3）総合支援資金の貸付けを申請している受給者にあつては、登米市社会福祉協議会に住居確保給付金支給決定通知書の写しを提出すること。

3 自立相談支援機関は、住居確保給付金の支給が決定したときは、次に掲げる事項を行うものとする。

（1）受給者に、常用就職届（様式第12号）、職業相談確認票（住居確保給付金・総合支援資金）（様式第13号）及び住居確保給付金常用就職活動状況報告書（様式第14号）を交付し、提出を求めること。

（2）不動産媒介業者等及び公共職業安定所（総合支援資金の貸付けを受けている受給者にあつては登米市社会福祉協議会を含む。）に対し、住居確保給付金支給決定通知書の写しを送付して情報提供を行うこと。

（3）必要に応じて受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境及び生活面の指導を行うこと。

4 支給決定に当たっては、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者の別にかかわ

らず、安定した住居の確保のため、借地借家法（平成3年法律第90号）の保護の対象となる賃貸借契約又は定期賃貸借契約に限るものとし、賃貸借契約書の写しの提出を必須とする。

（就職活動）

第10条 受給者は、受給期間中において常用就職に向けた就職活動として次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 公共職業安定所において月2回以上の職業相談を受け、職業相談確認票（住居確保給付金・総合支援資金）に確認印をもらうこと。
- (2) 住居確保給付金常用就職活動状況報告書を自立相談支援機関に提出し、月4回以上の面接等を受けること。
- (3) 原則として週1回以上、求人先に応募し、又は求人先の面接を受けること。

（常用就職及び就労収入の報告）

第11条 支給決定後、受給者が常用就職したときは、常用就職届により自立相談支援機関を経由して市長に届けなければならない。

- 2 前項の規定による届出を行った受給者は、報告を行った月以降、収入額を確認できる書類を自立相談支援機関を経由して市長に毎月提出しなければならない。

（支給額等）

第12条 住居確保給付金の支給額は、月ごとの家賃額とする。ただし、受給者及び受給者と同一の世帯に属する者の収入合計金額が基準額を超える場合は、次に掲げる計算式により算出される金額を支給額とする。

支給額＝家賃額－（月の世帯の収入額－基準額）

- 2 前項の規定により算出した支給額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。ただし、当該支給額が100円未満であるときは、100円を支給する。

（支給期間等）

第13条 住居確保給付金の支給期間は、3月を限度とする。

- 2 住居喪失者である受給者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始する。
- 3 住居喪失のおそれのある者である受給者にあつては、支給申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始する。

（支給方法）

第14条 市長は、賃貸住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ住居確保給付金を振り込むものとする。ただし、受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法によらないことができる。

（支給額の変更）

第15条 原則として、住居確保給付金の受給期間中における支給額は、変更しない。

ただし、次に掲げる事項に該当するに至った場合で、受給者からの支給額の変更の申請があったときは、この限りではない。

- (1) 住居確保給付金の支給対象となっている賃貸住宅の家賃額が変更された場合
- (2) 家賃額の一部支給による支給の場合において、受給期間中に収入が減少した結果、基準額を下回った場合
- (3) 借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関の指導により市内での転居が適当である場合

2 支給額の変更は、住宅扶助特別基準に基づく額の範囲内で行うものとし、自立相談支援機関は、変更申請者に対して住居確保給付金変更支給申請書（様式第15号）を提出させるものとする。

3 市長は、住居確保給付金支給変更申請書の内容を審査し、支給額の変更を決定したときは、自立相談支援機関を経由して住居確保給付金変更支給決定通知書（様式第16号）を受給者に手交するものとする。

（支給の停止及び再開）

第16条 住居確保給付金の受給中に、国の雇用施策による給付の受給が決定した受給者は、自立相談支援機関を経由して住居確保給付金支給停止届（様式第17号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、自立相談支援機関を経由して住居確保給付金支給停止決定通知書（様式第18号）を当該受給者に手交するものとする。

3 国の雇用施策による給付の受給が終了した後、住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、職業訓練受講給付金に係る訓練の終了時までには自立相談支援機関を経由して住居確保給付金支給再開届（様式第19号）により市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、自立相談支援機関を経由して住居確保給付金支給再開決定通知書（様式第20号）を受給者に手交するものとする。

5 住居確保給付金の支給を再開した場合における住居確保給付金の通算支給期間は、原則として3月とし、第18条第1項の規定による延長等をした場合の期間と合算して9月を限度とする。

（支給の中止）

第17条 市長は、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当すると認められるときは、それぞれ当該各号に定める月分から住居確保給付金の支給を中止するものとする。

- (1) 誠実かつ熱心に就職活動（第10条に規定する就職活動をいう。）を行わない場合又は就労支援に関する指示に従わなかった場合は、原則として当該事実を確認した月の翌月

- (2) 常用就職（申請後の常用就職も含む）し、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合又はその報告を怠った場合は、収入基準額を超える収入が得られた月の翌々月以降
- (3) 支給決定後、住宅確保給付金の支給対象となっている賃貸住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関の指導により市内での転居が適当である場合を除く。）は、原則として退去した日の属する月の翌月
- (4) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、当該事実が明らかになった日の属する月
- (5) 支給決定後、禁固以上の刑に処される場合は、当該刑に処された事実が明らかになった日の属する月
- (6) 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、当該事実が明らかになった日の属する月
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護費を受給した場合は、生活保護担当部局と調整の上、適当と認める月
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、死亡等支給することができない事情が生じた場合は、当該事実が生じた日の属する月

2 自立相談支援機関は、前項各号のいずれかの事実を確認したときは、できる限り証拠をもって、早急に市長に報告しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により、支給を中止した場合には、自立相談支援機関を経由して住居確保給付金支給中止決定通知書（様式第21号）を受給者に手交するものとする。

（支給期間の延長等）

第18条 市長は、第13条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす受給者については、3月を限度として支給期間を2回まで延長することができる。

- (1) 受給期間中に常用就職ができなかったこと。
- (2) 第10条に規定する就職活動を誠実に継続していたこと。
- (3) 別表第2に規定する要件（同表2の項に規定する要件を除く。）を満たしていること。

2 支給期間の延長又は再延長（以下「延長等」という。）を希望する受給者は、支給期間の最終の月（以下「最終月」という。）の末日までに、自立相談支援機関を経由して住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式第22号）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、延長等の要件を満たすと判断された受給者に対しては住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式第23号）を、延長等の要件を満たさないと判断された受給者に

は住居確保給付金不支給決定通知書（期間（再）延長）（様式第24号）を自立相談支援機関を経由して手交するものとする。

- 4 延長等による住宅確保給付金の支給額は、延長等申請時の収入に基づいて第12条の規定により算出される金額とする。

（再支給等）

第19条 住居確保給付金の支給を受けた者が、常用就職した後に解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたときは、第4条の支給要件を満たしている場合において、住居確保給付金を再支給することができる。ただし、従前の住居確保給付金の受給中に第17条第1項（第2号及び第7号を除く。）の規定に該当したことにより支給を中止された者には、再支給しない。

- 2 前項の規定は、第4条ただし書各号の規定に該当する者について、準用する。

（不適正受給）

第20条 市長は、住居確保給付金の支給後に、受給者が虚偽の申請等による不適正受給に該当することが判明した場合は、既に支給した給付金の全額又は一部について徴収することができる。この場合において、犯罪性のある住居確保給付金の不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発及び捜査への協力を行い、厳正な対応を行うものとする。

（不適正受給防止のための取組）

第21条 市長及び自立相談支援機関は、住居確保給付金の不適正受給防止のため、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 申請の受付時において、本人確認書類の写しを必ず提出させること。
- (2) 受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認すること。
- (3) 住居喪失者に対しては、原則として住宅入居後に住民票の提出を求めること。
- (4) 必要に応じ、住宅訪問により居住実態を確認し、居住環境及び生活面の支援のほか、架空申請、又貸し等の不適正受給を防止すること。
- (5) 刑事事件に発展することが予想される等の不適正受給案件については、その概要、対応方針等について速やかに宮城県を経由して国に報告し、再発防止のため情報を共有すること。

（関係機関との連携等）

第22条 自立相談支援機関は、申請者又は受給者の状況等について、公共職業安定所、社会福祉協議会等関係機関との連携を緊密にして情報共有を行うものとする。

- 2 自立相談支援機関は、暴力団関係者の排除のため、警察等との連携を十分図るとともに、申請者又は受給者の暴力団員該当性等について情報提供依頼を行うものとする。

（暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除）

第23条 市長は、不動産媒介業者等が暴力団員又は暴力団員ではなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する入居住宅に関する状況通知書又は住居予定住宅に関する状況通知書を受理しない旨を書面により通知し、以後、当該不動産媒介業者等から発行される通知書を受理しないものとする。

2 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- (2) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人に暴力団員等に該当する者がいる不動産媒介業者等
- (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- (6) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- (7) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している不動産媒介業者等
- (8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- (9) 暴力団員等である個人又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら不当に利用している不動産媒介業者等

3 市長は、住居確保給付金の振込先である不動産媒介業者等が、前項の暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、住居確保給付金の振込を中止するものとする。

（相談受付等の記録）

第24条 市長は、住居確保給付金の相談、申請状況等その他必要な事項について、住居確保給付金面接受付簿（様式第25号）及び住居確保給付金管理簿（様式第26号）により適正に管理するものとする。

（委任）

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年9月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日告示第108号）

（施行期日）

- 1 この告示は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の登米市一時保育事業実施要綱、第2条の規定による改正前の登米市家族介護用品支給事業実施要綱、第3条の規定による改正前の登米市配食サービス事業実施要綱、第4条の規定による改正前の登米市生きがい対応デイサービス事業実施要綱、第5条の規定による改正前の登米市軽度生活援助事業実施要綱、第6条の規定による改正前の登米市外出支援サービス事業実施要綱、第7条の規定による改正前の登米市介護家族支援レスパイト事業実施要綱、第8条の規定による改正前の登米市在宅ねたきり老人等介護慰労金支給要綱、第9条の規定による改正前の登米市訪問介護低所得者利用者負担額軽減事業実施要綱、第10条の規定による改正前の登米市老人日常生活用具給付等事業実施要綱、第11条の規定による改正前の登米市ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業実施要綱、第12条の規定による改正前の登米市生活支援ハウス運営事業実施要綱、第13条の規定による改正前の登米市透析患者の通院に要する交通費助成要綱、第14条の規定による改正前の登米市住宅改修費給付事業実施要綱、第15条の規定による改正前の登米市国民健康保険被保険者資格証明書等交付事務要領、第16条の規定による改正前の登米市国民健康保険被保険者資格証明書等交付要綱、第17条の規定による改正前の登米市介護認定事務取扱要綱、第18条の規定による改正前の登米市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱、第19条の規定による改正前の登米市障害者控除対象者認定実施要綱、第20条の規定による改正前の登米市子育て用品支給事業実施要綱、第21条の規定による改正前の登米市国民健康保険税減免取扱要綱、第22条の規定による改正前の登米市地産地消推進店認定に関する要綱、第23条の規定による改正前の登米市障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱、第24条の規定による改正前の登米市知的障害者職親委託制度実施要綱、第25条の規定による改正前の登米市特例介護給付費等受領委任払実施要綱、第26条の規定による改正前の登米市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱、第27条の規定による改正前の登米市介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱、第28条の規定による改正前の登米市介護保険利用者負担額の減免取扱要綱、第29条の規定による改正前の登米市東日本大震災による被災者に対する介護保険料、利用者負担額等の減免取扱要綱、第30条の規定による改正前の登米市自立支援医療費（育成医療）事務処理要綱、第31条の規定による改正前

の登米市未熟児養育医療給付実施要綱、第32条の規定による改正前の登米市東日本大震災による被災者に対する介護保険利用者負担額の免除取扱要綱及び第33条の規定による改正前の登米市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年12月28日告示第264号）

この告示は、平成30年12月28日から施行し、同年10月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年12月28日告示第229号）

この告示は、令和 2 年12月28日から施行する。

別表第 1 （第 2 条関係）

世帯人数	基準額
1 人世帯	78,000円
2 人世帯	115,000円
3 人世帯	139,000円
4 人世帯	175,000円
5 人世帯	209,000円
6 人世帯	242,000円
7 人世帯	275,000円
8 人世帯	308,000円
9 人世帯	337,000円
10人世帯	366,000円

備考 登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）において定められる市民税均等割が非課税となる所得額を収入額に換算し、12分の 1 を乗じて算定する（千円未満切上げ）。

別表第 2 （第 4 条関係）

	要件	備考
1	住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、当該申請者が就職活動を行うに当たって居住可能な住宅を所有していること。
2	申請日において、離職した日若しくは事業を廃止した日から起算して2年を経過していないものであること又は申請日の属する月において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る	離職等時の雇用形態、雇用期間及び離職理由は問わない。

	機会が当該個人の責めに帰すべき理由若しくは都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職若しくは廃業の場合と同程度の状況にあること。	
3	離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた者であること又は申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者であること。	自らの労働により賃金を得て、世帯の生計を主として維持していた者であること。
4	公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う意欲のある者であること。	常用就職の意欲がある者であること。
5	申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、収入基準額以下であること（収入要件）。	(1) 収入が給与収入である場合は、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費支給額は除く。）とする。 (2) 雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、年金等の公的給付は、収入として算定する。 (3) 借入金及び未成年かつ就学中の子の収入は、収入として算定しない。この場合において、就学中の対象となる学校等に、大学等の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の課程等昼間以外の課程は含まない。 (4) 申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合は、その額によることとし、毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3月の収入額の平均に基づき推計する。 (5) 申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提

		出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、対象とする。
6	申請日における申請者及び申請者同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること（資産要件）。	金融資産は、金融機関に対する預貯金及び現金をいい、債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含まない。
7	国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する住居を喪失した離職者に対する類似の給付を申請者及び申請者同一の世帯に属する者が受けていないこと。	
8	申請者及び申請者同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。	

様式第1号(第5条関係) (表面)

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せて住居確保給付金支給申請書(様式第2号)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 本給付金の受給期間中、次に掲げる常用就職に向けた就職活動等のうち、いずれかの活動(生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2項に該当する者については、(1)の活動に限る。)を行うこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること。
 - (1) 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - (2) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。
 - (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 3 申請者等のいずれもが暴力団員でないこと又は受給期間中においても暴力団員にならないこと。

同意事項

- 1 次のいずれかに該当した場合は、支給を中止することがあります。
 - (1) 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - (2) 住居確保給付金受給者が常用就職後又は受給者の給与とその他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ、就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合又はそのことを報告しない場合
 - (3) 支給決定後、住宅から退去した場合(借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く。)
 - (4) 申請内容に偽りがあった場合
 - (5) 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - (6) 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - (7) 受給者が生活保護を受給した場合
 - (8) 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - (9) 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合は、賃料の支払状況について、訪問等による確認を行い、又は不動産媒介業者等に報告を求めることがあります。
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関、申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めることがあります。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員でないことの確認につき、市又は社会福祉協議会が官公署から情報の提供を求めることがあります。

年 月 日

(あて先) 登米市長

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名 _____ 印

記名押印又は署名

様式第 1 号（第 5 条関係） （裏面）

1 住居確保給付金支給申請書の添付書類

- (1) 本人確認書類
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険被保険者証、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し
- (2) 離職関係書類
下記のいずれかを証する書類
ア 2 年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
イ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- (3) 収入関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- (4) 金融資産関係書類
申請者等の金融機関の通帳等の写し

2 追加提出書類

- (1) 求職申込関係書類
公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写し
- (2) 入居（予定）住宅関係書類
ア 住宅喪失者
不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式第 5 号）
イ 住宅喪失のおそれがある者
貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式第 6 号）
ウ クレジットカードを使用する方法により賃料を支払う者
クレジットカードで支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し等）

住居確保給付金支給申請書					
フリガナ					
(1)氏 名					
(2)生年月日		年 月 日 満 () 歳			
(3)電話番号				(4) 性別	男・女
申 立 事 項	(5)次のア又はイのいずれかに該当すること（該当する方に記載すること。）。				
	ア 離職等の場合				
	離職等の時期				
	離職した事業所				
	イ 生活困窮者自立支援法施行規則（以下「省令」という。）第3条第2号に規定する場合				
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況				
	(6)離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること。				
	離職前の雇用状況等、世帯の生計を維持していた状況				
	(7)次のア又はイのいずれかに該当すること（該当する方に記載すること。）。				
	ア 住居を喪失していること。				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
	イ 住居を喪失するおそれがあること。				
	現在の住所				
住居の家主等					
喪失するおそれのある住居の家賃額					
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等					
(8)申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること。					
フリガナ					合 計
氏名					
続柄	本 人				
性別					
生年月日					
収入（月額）	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動がある場合は収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各种手当も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、登米市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱第5条第4項の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給を申請します。					
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、省令第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。					
また、裏面の注意事項について、同意します。					
年 月 日					
(あて先) 登米市長		申請者氏名		印 記名押印又は署名	

様式第2号（第5条関係） （裏面）

（注意事項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第21条の規定により、支給に関して必要な範囲で報告等を求めることがあります。
- 4 法第22条の規定により、支給決定に必要な範囲で都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し、必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関、離職した事業主その他関係者に対し、報告を求めることがあります。
- 5 法第22条の規定により、支給決定に必要な範囲で申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し、入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 省令第14条に規定する就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 省令第17条の規定により、市長が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等されることにより申請者に対する支給となります。

様式第3号（第5条関係）

離職状況等に関する申立書

私は、離職・廃業・就業機会の減少に関する関係書類の提出が困難であることから、離職状況等に関する申立書を提出します。なお、申立てする事項については、相違ありません。

（あて先）登米市長

年 月 日

フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

事業所名	
事業所 所在地・電話	〒 電話
雇用保険 適用状況 （※1）	1 雇用保険被保険者であった。 2 雇用保険被保険者でなかった。
平均月額給与	円（※2）
離職時期	年 月 日
離職理由 （※1）	1 解雇（※3）又は雇止め（※4） 2 自己の都合による離職又は廃業 3 自己の責に帰すべき理由又は自己の都合によらない収入の減少（※5）（具体的内容：）
証拠書類の 提出が困難な 理由	

- ※1 該当する番号を○で囲んでください。
- ※2 離職日以前の6か月間の平均を目安として算出してください。
- ※3 解雇には、雇用契約期間中の中途解約を含みます。
- ※4 雇止めとは、雇用契約期間について、労働者本人が更新を希望していたものの、更新されない場合をいいます。
- ※5 離職又は廃業と同程度の状況にある場合を指します。

求職申込み・雇用施策利用状況確認票（住居確保給付金・総合支援資金）

年 月 日

迫公共職業安定所 御中

（実施主体名）

（担当・電話番号）

下記の者より { 住居確保給付金
総合支援資金 } の申請がありましたので、適正な決定及び実施のため、求職申込み及び雇用施策の利用状況を確認する必要があります。ついては、下記回答欄の事項についてご回答いただきますようお願いいたします。

申請者記入欄

登米市長 様
登米市社会福祉協議会会長 様
迫公共職業安定所長 様

上記制度を利用するために必要となる範囲内で、私の個人情報、地方自治体、社会福祉協議会及び公共職業安定所との間で相互利用されることについて了承します。

フリガナ
申請者 氏 名 (自署又は記名押印)
生年月日
住 所
電話番号

（注）住所欄は、現在の居住地（住居を喪失している場合は新たに住居を賃借しようとする市区町村名）を記載すること。

公共職業安定所回答欄

求職申込み確認欄

求職申込み受理状況	求職中 ・ 新規求職申込みを受理
-----------	------------------

雇用保険の利用状況確認欄

雇用保険受給状況	受給資格決定済 ・ 支給中 ・ 支給終了 ・ 受給資格なし その他（※1）（ ）
支給中の者の支給状況（※2）	直近の認定日時点での支給終了予定日 ____月____日

※1 受給資格の有無が不明である場合、その事情を記入すること。

※2 次回認定日が最終の認定日である場合のみ記載すること。支給終了予定日とは支給終了時の認定対象期間の末日をいう。

雇用施策の利用状況確認欄

職業訓練受講給付金	有・無・訓練相談中・訓練申込中・その他（ ） 給付金の対象期間の末日（ 年 月 日）
（特 記 欄）	

公共職業安定所

年 月 日

名称
担当・電話番号

印

入居予定住宅に関する状況通知書

- 1 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありましたので、物件等に関する概要等について通知します。
- 2 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、市又は社会福祉協議会（初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合）が官公署から情報を求めることについて同意します。
- 3 私の個人情報が住居確保給付金の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- （あて先）登米市長

年 月 日

不動産媒介業者等

（商号又は名称）

（代表者名）

印

（代表者の生年月日）

年 月 日

（所在地）〒

（免許証番号）

（担当者等）氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地及び電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14（3）Ⅰ．①から⑨までに該当する暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）と関係を有する不動産媒介業者等でないこと。

入居予定者

ふりがな

氏名

生年月日

年 月 日

同居状況

単 身 ・ 複 数 （ 名 ）

入居予定の賃貸住宅

名称

所在地

家賃

円

入居予定日

年 月 日 （ 年 月 日までの 月 日間）

- ※1 住居確保給付金の支給額は、本市における住宅扶助に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は、住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載すること。
- ※4 定期借家契約（定期建物賃貸借契約）の場合に限り、入居予定日欄の（ ）内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること。
- ※5 クレジットカード払いにより賃料を支払う場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。ただし、口座振替等により支払が可能な場合は、クレジットカードによる支払はできないものとする。
- ☐ 賃料の支払は、クレジットカードを使用する方法に限定している。
- ☐ 口座振込又はクレジットカード払いとすることができ、途中変更ができない。
- ☐ 口座振込に変更することができるが、変更手続に時間を要する（ 月から変更可能）。

初期費用

(1)	家賃 (入居に際して当初の支払を要する家賃)	(月分＋日割り 日分として)	円
	共益費		円
	管理費		円
	敷金		円
	礼金等	礼金	円
		その他 ()	円
(2)	媒介報酬額		円
(3)	火災保険料		円
	その他 (入居保証料等)		円
	合計		円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(1)の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(2)の振込先	媒介業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(3)の振込先	初期費用(3)に関する者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

(同意事項)

- 1 私の個人情報が住居確保給付金の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- 2 住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。
【1 ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合の同意事項】
- 3 住居確保給付金が貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座に振り込むことができず、下記の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。また、支払方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、速やかに本様式の再提出及び住居確保給付金変更支給申請書(様式第15号)を提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	貸借人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

- 4 市の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に賃料を支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

私が入居予定の賃貸住宅に関する事項に相違なく、上記の同意事項を確認の上、同意します。

年 月 日

氏名.....印

住所.....

電話番号.....

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を_____ (自立相談支援機関) に提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3)Ⅰ. ①から⑨までに該当する暴力団員等 (暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。) と関係を有する不動産媒介業者等でないこと。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (抄)

第7の14(3)Ⅰ. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。) と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居予定住宅に関する状況通知書 (様式第5号)、入居住宅に関する状況通知書 (様式第6号)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居予定住宅に関する状況通知書 (様式第5号)、入居住宅に関する状況通知書 (様式第6号)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者 (以下、「役員等」という。) のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」 (平成3年法律第77号) 第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員 (その団体の構成団体の構成員を含む。) が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても、同じ内容の規定があります。

入居住宅に関する状況通知書

1 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。

2 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、市が官公署から情報を求めることを同意します。

3 私の個人情報が住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

(あて先) 登米市長

年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

(代表者名) 印

(代表者の生年月日) 年 月 日

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名 所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14（3）I．①から⑨までに該当する暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）と関係を有する不動産媒介業者等でないこと。

入居者

氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)

入居している賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居開始年月日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

※1 住居確保給付金の支給額は、本市における住宅扶助に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とする。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3 共益費・管理費は、住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載すること。

※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居開始年月日欄の（ ）内に、入居日から契約満了日までの期間を記載すること。

※5 クレジットカード払いにより賃料を支払う場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。ただし、口座振替等により支払が可能な場合は、クレジットカードによる支払はできないものとする。

☐ 賃料の支払は、クレジットカードを使用する方法に限定している。

☐ 口座振込又はクレジットカード払いとすることができるが、途中変更ができない。

☐ 口座振込に変更することができるが、変更手続に時間を要する（ 月から変更可能）。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)
(同意事項)

- 1 私の個人情報が住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- 2 住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合の同意事項】

- 3 住居確保給付金が貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座に振り込むことができず、下記の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。また、支払方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、速やかに本様式の再提出及び住居確保給付金変更支給申請書（様式第15号）を提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	貸借人の振込口座	フリガナ 口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

- 4 市の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に賃料を支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

私が入居している賃貸住宅に関する事項に相違なく、上記の同意事項を確認の上、同意します。

年 月 日

氏名.....印
住所.....
電話番号.....

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を_____

_____ (自立相談支援機関) に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (抄)

第7の14(3)Ⅰ. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。) と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居予定住宅に関する状況通知書 (様式第5号)、入居住宅に関する状況通知書 (様式第6号)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居予定住宅に関する状況通知書 (様式第5号)、入居住宅に関する状況通知書 (様式第6号)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者 (以下、「役員等」という。) のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」 (平成3年法律第77号) 第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員 (その団体の構成団体の構成員を含む。) が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

様式第 7 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

様

登米市長 印

生活困窮者自立支援法第 22 条の規定に基づく報告等について（依頼）

生活困窮者自立支援法第 22 条に基づき、住居確保給付金の支給に関して必要がありますので、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

記

（参考）生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）

（資料の提供等）

第二十二條 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

様式第 8 号（第 7 条関係）

住居確保給付金支給対象者証明書

下記の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。	
年 月 日	
登米市長 印	
本人関係	
フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	
入居予定の賃貸住宅	
名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日
住居確保給付金支給予定額	
支給予定額	月額 円

(注意事項)
この証明書の有効期限は、入居予定日の 1 か月後までとします。

様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

登米市長

印

住居確保給付金不支給決定通知書

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記の理由により不支給とすることに決定したので通知します。

記

不支給の理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、登米市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(1の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、登米市を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において登米市を代表する者は登米市長となります。
- 3 上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求及び取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保報告書

私は、下記のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。 （あて先）登米市長 年 月 日 フリガナ 氏名.....印 電話番号.....							
入居した賃貸住宅							
<table><tr><td>名称</td><td></td></tr><tr><td>住所</td><td>〒</td></tr><tr><td>入居日</td><td>年 月 日</td></tr></table>		名称		住所	〒	入居日	年 月 日
名称							
住所	〒						
入居日	年 月 日						
総合支援資金(住宅入居費)（登米市社会福祉協議会による貸付け）を利用した場合							
<table><tr><td>初期費用の貸付実行日 (資金振込日)</td><td>年 月 日</td></tr></table>		初期費用の貸付実行日 (資金振込日)	年 月 日				
初期費用の貸付実行日 (資金振込日)	年 月 日						

- (注意事項)
- この報告書は、入居日から7日以内に、住居確保給付金支給申請の手続を行った自立相談支援機関に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください（郵送可）。
 - 住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居できない又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は、必ず事前に自立相談支援機関に相談してください。

様式第11号（第9条関係）（表面）

第 号
年 月 日

様

登米市長 印

住居確保給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額

月額

円
- 2 支給期間

年 月（ 年 月家賃相当分）から
年 月（ 年 月家賃相当分）まで
- 3 支給方法

☐ 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の
口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給
とする。

☐ クレジットカードにより貸主又は貸主から委託を
受けた事業者等に確実に支払われることを条件に、支
給決定者に支給する。
- 4 支給対象となる住宅

名称

所在地

様式第 11 号（第 9 条関係）（裏面）

（注意事項）

- 1 本給付金の受給期間中、次に掲げる常用就職に向けた就職活動等のうち、いずれかの活動（生活困窮者自立支援法施行規則第 3 条第 2 項に該当する者については、(1)の活動に限る。）を怠った場合又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否した場合には、支給を中止することがあります。
 - (1) 毎月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - (2) 毎月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。
 - (3) 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、常用就職届（様式第 12 号）を提出してください。
- 3 生活困窮者自立支援法施行規則第 3 条第 2 項に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。
- 5 クレジットカードにより貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に確実に支払われることを条件に、支給決定者に支給する場合は、支給開始後、支給決定者が貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に賃料を支払ったことを証明する文書等の提出を求めることがあります。

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、登米市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内(1 の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内)に、登米市を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において登米市を代表する者は登米市長となります。
- 3 上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として審査請求及び取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、1 の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

常用就職届

私は、就職活動を行った結果、下記のとおり期間の定めのない、又は6か月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、住居確保給付金が支給中止となる収入要件を超える月收入が得られた場合は、収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給が中止されることについて了解します。

（あて先）登米市長

年

月

日

フリガナ

氏名

住所

電話番号

印

就職先

フリガナ	
事業所名	
事業所の住所	
就職日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

住宅入居日	
支給期間	年 月（平成 年 月家賃相当分）から 年 月（平成 年 月家賃相当分）まで
支給額	月額 円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

（注意事項）
この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

様式第13号（第9条関係）

職業相談確認票（住居確保給付金・総合支援資金）

フリガナ
氏 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____

求職登録日	年	月	日	求職番号
-------	---	---	---	------

相談日	安定所 確認印	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	

- ※ 公共職業安定所において支援（＊）を受けた場合は、安定所担当者から所要事項の記入と確認印の押印をしてもらったうえで返却してもらうこと（一月に最低2回以上の支援実績を記入すること。）。
- ＊ 公共職業安定所の支援とは、職業相談、職業紹介、安定所が実施する就職活動セミナー等職業講習の受講のいずれかをいいます。
- ※ 公共職業安定所において職業訓練の紹介又は訓練担当窓口への誘導を行った際、安定所担当者は特記事項欄にその旨記入してください。（特に求職者支援制度における職業訓練の受講申込書を交付した場合には、必ずその旨記入してください。）
- ※ 本票は、自立相談支援機関の就労支援員等及び社会福祉協議会の相談員との毎回の面接時に必要になるので紛失しないよう注意すること。
- ※ 公共職業安定所の記入・押印を受けた本票は、自立相談支援機関の就労支援員等及び社会福祉協議会の相談員との面接時に提示すること。

住居確保給付金常用就職活動状況報告書

年 月 日

（あて先）登米市長

フリガナ
氏 名 _____ 印
住 所 _____
電話番号 _____

私は、常用就職に向けて、以下のとおり就職活動を行いましたので、報告します。
なお、就職が決まったときは「常用就職届」を速やかに提出します。

1 公共職業安定所を活用した就職活動

公共職業安定所へ通った回数（※） _____ 回
うち公共職業安定所より紹介状を受けた件数 _____ 件

※ 職業相談確認票（様式第13号）に記録した活動もカウントに含めること。

2 就職活動状況 ※活動内容欄は左の該当する番号を記載すること。

会社名				求職先の内容	
住所・電話	Tel :			就業形態	
				職種	
仕事内容				勤務時間	
活動内容 (1)電話 (2)メール (3)履歴書 (4)面接 (5)その他	活動日	活動内容	具体的な活動内容		
結果	月 日	採用	不採用（理由 _____）		
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（ _____ ）				

会社名				求職先の内容	
住所・電話	Tel :			就業形態	
				職種	
仕事内容				勤務時間	
活動内容 (1)電話 (2)メール (3)履歴書 (4)面接 (5)その他	活動日	活動内容	具体的な活動内容		
結果	月 日	採用	不採用（理由 _____）		
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（ _____ ）				

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	Tel :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 (1)電話 (2)メール (3)履歴書 (4)面接 (5)その他	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月	日	採用	不採用(理由)
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他 ()			

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	Tel :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 (1)電話 (2)メール (3)履歴書 (4)面接 (5)その他	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月	日	採用	不採用(理由)
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他 ()			

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	Tel :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 (1)電話 (2)メール (3)履歴書 (4)面接 (5)その他	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月	日	採用	不採用(理由)
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他 ()			

様式第15号 (第15条関係)

住居確保給付金変更支給申請書

私は、 年 月 日第 号により支給決定を受けた住居確保給付金について下記のとおり変更したいので、必要書類を添えて、支給変更申請します。

年 月 日

(あて先) 登米市長

フリガナ
氏 名
住 所
生年月日
電話番号

变更理由

- 1 家賃が変更となったため。
2 収入が減少したため。
3 転居のため（現在居住している賃貸住宅は、 月 日に退去します。）。
4 受給方法を変更するため。

※該当する番号を○で囲んでください。

添付書類

- 1 家賃変更の場合
変更契約書等家賃の変更を証する書類
- 2 収入減少の場合（賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方）
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 3 転居した場合
(1) 貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
(2) 入居住宅に関する状況通知書（様式第 6 号）
(3) 転居先の賃貸借契約書等の写し
- 4 受給方法変更の場合
入居住宅に関する状況通知書（様式第 6 号）※再提出が必要です。

様式第16号（第15条関係）

		第		号	
		年		月	
				日	
様					
				登米市長	
				印	
住居確保給付金変更支給決定通知書					
年		月		日付第	
年		月		号で支給決定を行った住居確保給付金に	
ついては、					
年					
月					
日付住居確保給付金支給変更申請書に基づき、					
下記のとおり変更決定したので通知します。					
記					
1		変更支給額		月額	
				円	
2		変更後の家賃に対する支給期間			
		年		月（	
		年		月（	
				年	
				月家賃相当分）から	
				月家賃相当分）まで	
3		変更理由			
4		対象となる住宅			
		名称			
		所在地			

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、登米市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(1の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、登米市を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において登米市を代表する者は登米市長となります。
- 3 上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求及び取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給停止届

私は、下記のとおり公共職業安定所より職業訓練受講給付金事前審査通知書(該当)の交付を受け、職業訓練受講給付金を受給する予定ですので、届け出ます。

この届出によって、住居確保給付金の支給が停止されることについて了解します。

(あて先) 登米市長

年

月

日

フリガナ

氏名.....

住所.....

.....

生年月日.....

電話番号.....

職業訓練受講給付金手続状況

事前審査通知書（該当）	
交付年月日	年 月 日
申請番号	
訓練開始(予定)日	年 月 日
訓練修了(予定)日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

支給開始月	年 月から (年 月家賃相当分から)
支給額	月額 円

添付書類

(1) 職業訓練受講給付金事前審査通知書(該当)の写し

(2) 選考結果通知書の写し

様式第18号（第16条関係）

		第	号
		年	月
		日	
様			
登米市長		印	
住居確保給付金支給停止決定通知書			
年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を停止することに決定したので通知します。			
記			
1	支給停止時期		
	年 月から		
	(年 月家賃相当分から)		
2	支給停止の理由		

(注意事項)

- 1 停止期間中に常用就職した場合には、常用就職届（様式第 12 号）を自立相談支援機関に提出して下さい。
- 2 職業訓練受講給付金の受給終了後、残月分の住居確保給付金の支給を受けることが可能です。希望する場合は、訓練修了日までに、住居確保給付金支給再開届（様式第 19 号）を自立相談支援機関に提出して下さい。
- 3 訓練修了日までに住居確保給付金支給再開届の提出がない場合、中止決定を行う場合があります。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、登米市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(1の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、登米市を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において登米市を代表する者は登米市長となります。
- 3 上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求及び取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給再開届

私は、下記のとおり職業訓練受講給付金の受給が終了することになりましたので、
届け出ます。
住居確保給付金の支給再開を希望します。

（あて先）登米市長

年 月 日

刀カナ

氏名.....㊞

住所.....

生年月日.....

電話番号.....

職業訓練受講給付金受給状況

申請番号	
最初に支給を受けた 支給単位期間の初日	年 月 日
最後に支給申請を行う 支給単位期間の末日	年 月 日

（添付書類）

- （1）届出時に居住している住宅の契約書の写し
- （2）職業訓練受講給付金が不支給となった者については、公共職業安定所から送付を受けた「職業訓練受講給付金不支給決定通知書」

第 号
年 月 日

登米市長 印

住居確保給付金支給再開決定通知書

年 月 日第 号により支給停止した住居確保給付金について、下記のとおり支給を再開することに決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給再開時期 年 月分（ 年 月家賃相当分）から
年 月分（ 年 月家賃相当分）まで

様式第 20 号（第 16 条関係）（裏面）

（注意事項）

- 1 本給付金の受給期間中、次に掲げる常用就職に向けた就職活動等のうち、いずれかの活動（生活困窮者自立支援法施行規則第 3 条第 2 項に該当する者については、(1)の活動に限る。）を怠った場合又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否した場合には、支給を中止することがあります。
 - (1) 毎月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - (2) 毎月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。
 - (3) 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、常用就職届（様式第12号）を提出してください。
- 3 生活困窮者自立支援法施行規則第 3 条第 2 項に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、登米市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内(1 の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内)に、登米市を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において登米市を代表する者は登米市長となります。
- 3 上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として審査請求及び取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、1 の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

登米市長 印

住居確保給付金支給中止決定通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中止することに決定したので通知します。

記

- 1 支給中止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給中止の理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、登米市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(1の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、登米市を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において登米市を代表する者は登米市長となります。
- 3 上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求及び取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）					
フリガナ					
(1)氏 名					
(2)生年月日		年 月 日 満（ ）歳			
(3)電話番号				(4)性別	男・女
申 立 事 項	(5)期間（再）延長が必要な理由				
(6)申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること。					
フリガナ					合 計
氏名					
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入（月額）	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載すること。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算すること。					
私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に就職活動を行うため、支給期間の（再）延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。 私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、生活困窮者自立支援法施行規則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。 また、裏面の注意事項について、同意します。 年 月 日 （あて先）登米市長 申請者氏名 印 記名押印又は署名					

様式第22号（第18条関係） （裏面）

（注意事項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 規則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 規則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

（添付書類）

- 1 誠実かつ熱心に就職活動を行っていたことを証する書類
（例）職業相談確認票（様式第13号）
住居確保給付金常用就職活動状況報告書（様式第14号）
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入金額が確認できる書類
- 3 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

第 号
年 月 日

様

登米市長 印

住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり
支給期間を(再)延長することに決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月（ 年 月家賃相当分）から
年 月（ 年 月家賃相当分）まで
- 3 支給方法

☐ 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。

☐ クレジットカードにより貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に確実に支払われることを条件に、支給決定者に支給する。
- 4 支給対象となる住居 名称
所在地

様式第 23 号（第 18 条関係）（裏面）

（注意事項）

- 1 本給付金の受給期間中、次に掲げる常用就職に向けた就職活動等のうち、いずれかの活動（生活困窮者自立支援法施行規則第 3 条第 2 項に該当する者については、(1)の活動に限る。）を怠った場合又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否した場合には、支給を中止することがあります。
 - (1) 毎月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - (2) 毎月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。
 - (3) 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、常用就職届（様式第 12 号）を提出してください。
- 3 生活困窮者自立支援法施行規則第 3 条第 2 項に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。
 - 5 クレジットカードにより貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に確実に支払われることを条件に、支給決定者に支給する場合は、支給開始後、支給決定者が貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に賃料を支払ったことを証明する文書等の提出を求めることがあります。

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、登米市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内(1 の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内)に、登米市を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において登米市を代表する者は登米市長となります。
- 3 上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として審査請求及び取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、1 の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第24号（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

登米市長

印

住居確保給付金不支給決定通知書（期間（再）延長）

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記の理由により不支給とすることに決定したので通知します。

記

不支給の理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、登米市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(1の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、登米市を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において登米市を代表する者は登米市長となります。
- 3 上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求及び取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第25号（第24条関係）

住居確保給付金面接受付簿

(年度)

[illegible]

住居確保給付金管理簿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

様式第1号 (第5条関係)
様式第2号 (第5条関係)
様式第3号 (第5条関係)
様式第4号 (第5条関係)
様式第5号 (第5条関係)
様式第6号 (第5条関係)
様式第7号 (第7条関係)
様式第8号 (第7条関係)
様式第9号 (第7条関係)
様式第10号 (第8条関係)
様式第11号 (第9条関係)
様式第12号 (第9条関係)
様式第13号 (第9条関係)
様式第14号 (第9条関係)
様式第15号 (第15条関係)
様式第16号 (第15条関係)
様式第17号 (第16条関係)
様式第18号 (第16条関係)
様式第19号 (第16条関係)
様式第20号 (第16条関係)
様式第21号 (第17条関係)
様式第22号 (第18条関係)
様式第23号 (第18条関係)
様式第24号 (第18条関係)
様式第25号 (第24条関係)
様式第26号 (第24条関係)